平成13年3月1日議会告示第2号

兵庫県議会情報公開条例施行規程を次のように定める。

兵庫県議会情報公開条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県議会情報公開条例(平成12年兵庫県条例第45号。以下「条例」という。)の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(公文書公開請求書)

第2条 条例第5条第1項に規定する請求書の様式は、様式第1号のとおりとする。

(公文書公開決定通知書等)

- 第3条 条例第10条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める様式により行う。
  - (1) 公文書の全部を公開する旨の決定をした場合 公文書公開決定通知書(様式第2号)
  - (2) 公文書の一部を公開する旨の決定をした場合 公文書部分公開決定通知書 (様式第3号)
- 2 条例第10条第2項の規定による通知は、公文書非公開決定通知書(様式第4号)により行う。 (公開決定等期間延長通知書)
- 第4条 条例第11条第2項の規定による通知は、公開決定等期間延長通知書(様式第5号)により行う。

(公開決定等期間特例延長通知書)

第5条 条例第12条第1項の規定による通知は、公開決定等期間特例延長通知書(様式第6号) により行う。

(事案移送通知書等)

- 第6条 条例第13条第2項の規定による通知は、事案移送通知書(様式第7号)により行う。 (第三者に対する意見書提出の機会の付与等)
- 第7条 条例第14条第1項に規定する議長が定める事項は、次のとおりとする。
  - (1) 公開請求に係る公文書に記録されている第三者に関する情報の内容
  - (2) 意見書の提出期限
- 2 条例第 14 条第 2 項に規定する議長が定める事項は、前項に規定するもののほか、次のとおりとする。
  - (1) 公開決定をする旨
  - (2) 公開決定をする理由
- 3 条例第 14 条第 2 項の規定による通知は、公文書の公開決定に係る意見照会書(様式第 8 号) により行う。
- 4 条例第 14 条第 3 項の規定による通知は、公開決定に係る通知書(様式第 9 号)により行う。 (公開の実施)
- 第8条 条例第15条第1項の規定による公開の実施は、議長が指定する日時及び場所において行う。
- 2 議長は、公文書を閲覧し、又は閲覧しようとする者が、当該公文書を汚損し、若しくは破損し、 又はそのおそれがあると認めるときは、当該公文書の閲覧を停止し、又は禁止することができる。
- 3 公文書の写しを交付する場合の部数は、請求のあった公文書1件につき1部とする。

(電磁的記録の公開の方法)

- 第9条 条例第15条第1項本文に規定する議長が定める方法(プログラム(電子計算機に対する 指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下同じ。)を 用いて行う必要があるものにあっては、議会が保有するプログラムにより行うことができるもの に限る。)は、次に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる方法とする。
  - (1) 当該電磁的記録がビデオテープ若しくはビデオディスク又は録音テープ若しくは録音ディスクである場合 視聴又は複製物の交付の方法
  - (2) 当該電磁的記録が前号に掲げるもの以外のものである場合 当該電磁的記録を印刷物として出力したものの閲覧又は交付の方法
- 2 前項第2号の規定にかかわらず、次に掲げる方法により開示することが容易であるときは、当該方法とすることができる。
  - (1) 当該電磁的記録をディスプレイの画面等に出力したもの(プログラムを用いて行う必要があるものにあっては、議会が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。) を視聴させる方法
  - (2) 当該電磁的記録をフロッピーディスク、光ディスク、光磁気ディスクその他の記録媒体に複製する方法
  - (3) 当該電磁的記録を電子情報処理組織(議会の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。)と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して開示を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複写させる方法
- 3 前2項に定める方法による電磁的記録の開示にあっては、議長は、当該電磁的記録の保存に支 障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、当該電磁的記録を複製し たもの又は用紙に出力したものの写しにより、これを行うことができる。
- 4 条例第 15 条第 1 項ただし書きに規定する議長が定める方法は、第 1 項第 1 号に規定する視聴 の方法又は同項第 2 号に規定する閲覧の方法とする。

(公開方法等の申出)

- 第10条 条例第15条第2項の規定による申出は、公開方法等申出書(様式第10号)により行わなければならない。
- 2 条例第15条第2項に規定する議長が定める事項は、次のとおりとする。
  - (1) 請求者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあっては、その代表者の氏名
  - (2) 申出に係る公開決定
  - (3) 求める公開の実施の方法

(委員会に意見を求めた旨の通知)

第 11 条 条例第 18 条の規定による通知は、公文書管理委員会意見聴取通知書(様式第 11 号)により行う。

(電磁的記録である意見書等の閲覧等)

第12条 条例第25条第1項に規定する議長が定める行為は、視聴若しくは複製物の交付又は印刷物として出力したものの閲覧若しくは交付とする。

(写しの作成等に要する費用)

- 第13条 条例第31条に規定する議長が定めるものは、複製物の作成及び送付とする。
- 2 条例第31条に規定する写しの作成に要する費用は、別表に定めるとおりとする。

- 3 条例第31条に規定する費用は、あらかじめ納付しなければならない。 (運用状況の公表)
- 第 14 条 条例第 32 条の規定による条例の運用状況の公表は、兵庫県議会ウェブサイトに掲載して 行うものとする。

附則

(施行期日)

この告示は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月31日議会告示第2号)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月31日議会告示第5号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日議会告示第2号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の兵庫県議会情報公開条例施行規程様式第 11 号の規定は、施行日以後にされた公開決定等(兵庫県議会情報公開条例(平成 12 年兵庫県条例第 45 号)第 11 条第 1 項に規定する公開決定等をいう。以下同じ。)又は施行日以後にされた公開請求(同条例第 5 条第 1 項に規定する公開請求をいう。)に係る不作為に対する審査請求について適用し、施行日前にされた公開決定等に対する不服申立てについては、なお従前の例による。

附 則(令和元年6月28日議会告示第3号)

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

附 則(令和元年12月16日議会告示第5号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第11条の見出し及び同条並びに様式第11号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年3月20日議会告示第2号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

# 別表

<i>J</i> 114X				
公文	書の種類		交付する写し又は複	金額
			製	
1 5	文書		複写機により複写し	1枚につき 10 円
			たもの(日本産業規	(多色刷りにあ
			格A列3番の大きさ	っては、40円)
			までのものに限る。)	
2	電磁的記	(1) ビデオテ	ビデオカセットテー	1 巻につき 200 円
録		ープ又はビデ	プに複製したもの	
		オディスク		
		(2) 録音テー	録音カセットテープ	1巻につき 120円
		プ又は録音デ	に複製したもの	
		ィスク		
		(3) (1)及び(2)	ア 印刷物として出	1 枚につき 10 円
		以外の電磁的	力したもの	
		記録	イ フロッピーディ	1枚につき 30円
			スクに複製したもの	
			ウ 光ディスクに複	1 枚につき 60 円
			製したもの	
			エ 光磁気ディスク	1 枚につき 290 円
			に複製したもの	
			オ その他の記録媒	当該複製物の作
			体に複製したもの	成に要する費用
				に相当する額
3	1及び2以	外の公文書	公文書の性質に応じ	当該写し又は複
			作成した写し又は複	製物の作成に要
			製物	する費用に相当
				する額

# 公 文 書 公 開 請 求 書

年 月 日

兵庫県議会議長	菱	様
請求者	住所又は居所	
	 氏名(法人その他	世の団体にあっては、名称及び代表者の氏名)
	担当者氏名	(請求者が法人その他の団体である場合)
	電話 (	
兵庫県議会情報公	公開条例第4条の規	見定により、次のとおり公文書の公開を請求します。
請求する公文書 の件名又は内容		
	受領した日	年 月 日
※受領年月日等	受領した課等電	這話( ) — 番 内線

- 注1 電話番号は、今後の手続等について連絡する場合がありますので、必ず記入してください。
  - 2 ※の欄は、記入しないでください。

### 公文書公開決定通知書

第 号年 月 日

様

### 兵庫県議会議長 印

年 月 日付けの公開請求については、兵庫県議会情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおり公文書の全部を公開することを決定したので通知します。

公文書の件名	
公文書を公開する日時	午前 年 月 日( ) 時 分 午後
公文書を公開する場所	
事務担当課等	電話 ( ) — 番 内線
備考	

- 注1 「公文書を公開する日時」の欄に記載した日時に御都合が悪い場合は、あらかじめ事務担当課等へ御連絡ください。
  - 2 公文書の公開を受ける際には、この通知書を御提示ください。
  - 3 公開の実施に当たっては、事前に、別紙公開方法等申出書(様式第10号)を提出してください。

### 公文書部分公開決定通知書

第 号年 月 日

様

### 兵庫県議会議長 印

年 月 日付けの公開請求については、兵庫県議会情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおり公文書の一部を公開することを決定したので通知します。

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に兵庫県議会議長に対して審査請求をすること、及び6月以内に裁判所に対して兵庫県を被告(訴訟において兵庫県を代表する者は、兵庫県議会議長となります。)としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を 受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

公 文 書 の 件 名	
公文書を公開する日時	年 月 日( )午前 時 分
公文書を公開する場所	
公開しない部分及び公開 しないこととする理由	(公開しない部分) (公開しないこととする理由) 兵庫県議会情報公開条例第6条第 号該当
公開しない部分につい て、その理由が消滅する 期日等	
事務担当課等	電話( ) — 番 内線
備考	

- 注1 「公文書を公開する日時」の欄に記載した日時に御都合が悪い場合は、あらかじめ事務担当課等へ御連絡ください。
  - 2 「公開しない部分について、その理由が消滅する期日等」の欄は、公開請求のあった公文書の 公開しない部分について、その理由が消滅する期日等をあらかじめ明示することができる場合に 記載しています。
  - 3 公開の実施に当たっては、事前に、別紙公開方法等申出書(様式第10号)を提出してください。

### 公文書非公開決定通知書

第 号年 月 日

様

#### 兵庫県議会議長 印

年 月 日付けの公開請求については、兵庫県議会情報公開条例第10条第2項の規定により、次のとおり公文書の全部を公開しないことを決定したので通知します。

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に兵庫県議会議長に対して審査請求をすること、及び6月以内に裁判所に対して兵庫県を被告(訴訟において兵庫県を代表する者は、兵庫県議会議長となります。)としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を 受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

公文書の件名	
公開しないこととす る理由	(兵庫県議会情報公開条例 第6条第 号該当・第9条該 当・公文書の不存在)
公開しない理由が消滅する期日等	
事務担当課等	電話 ( ) — 番 内線
備考	

注 「公開しない理由が消滅する期日等」の欄は、公開請求のあった公文書を公開しない理由が消滅 する期日等をあらかじめ明示することができる場合に記入しています。

# 公開決定等期間延長通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

### 兵庫県議会議長 印

年 月 日付けの公開請求については、兵庫県議会情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり公開決定又は非公開決定の期間を延長したので通知します。

公文書の件名又は内容	
当初の決定期間の満了日	年 月 日
延長後の決定期間の満 了日	年 月 日
延 長 の 理 由	
事務担当課等	電話( )  一  番 内線

# 公開決定等期間特例延長通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

# 兵庫県議会議長 印

年 月 日付けの公開請求については、兵庫県議会情報公開条例第12条第1項の規定により、次のとおり公開決定又は非公開決定の期間を延長したので通知します。

公文書の件名又は内容	
当初の決定期間の満了 日	年 月 日
公文書のうち、相当の部 分について公開決定又 は非公開決定をする期 間の満了日	年月日
年 月 日までに公開決定又は 非公開決定をする公文 書の件名又は内容	
残りの公文書について 公開決定又は非公開決 定をする期限	年 月 日
兵庫県議会情報公開条 例第12条第1項を適用 する理由	
事務担当課等	電話( ) 一 番 内線

### 事案移送通知書

第 号年 月 日

様

# 兵庫県議会議長 印

年 月 日付けの公開請求については、兵庫県議会情報公開条例第13条第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。

公文書	の件名又は						
移送	した日	年	Ę	1	日		
移送	した理由						
移送元の担当課等							
<b>49</b> 、光	実施機関等名						
移送先	事務担当課等	電話	(	)	_	番	内線
備	考						

注 本件公開請求については、移送先の実施機関等において公開決定又は非公開決定をすることとなります。不明な点は、移送先の実施機関等の事務担当課等にお問い合わせください。

### 公文書の公開決定に係る意見照会書

第 号年 月 日

様

### 兵庫県議会議長 印

兵庫県議会情報公開条例第4条の規定により、兵庫県議会議長に対して公開請求のあった公文書には、あなたの\_\_\_\_\_に関する情報が記録されています。

つきましては、公開請求に係る公文書について、兵庫県議会議長が次の理由により公開決定をすることに対して、あなたは、兵庫県議会情報公開条例第14条第2項の規定により、意見書を提出することができます。

意見書を提出される場合は、公開決定をすることに対する意見を具体的に記入の上、

年 月 日までに提出してください。

公開請	件名又は内容及び 作成又は取得の時 期	
求に係る	記録されているあ なたのに 関する情報の内容	
る公文書	公開決定をする理由	(兵庫県議会情報公開条例 第6条第2号ただし書該当・第 8条該当)
意見	見書の提出先	電話 ( ) 一 番 内線
備	考	

### 公開決定に係る通知書

第 号年 月 日

様

### 兵庫県議会議長 印

年 月 日付けで、あなたから、公文書を公開することについて反対意見書の提出があった公文書の公開請求については、兵庫県議会情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおり公開決定をしたので通知します。

なお、この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3月以内に兵庫県議会議長に対して審査請求をすることができます。

公文書の件名	
公開決定の日	年 月 日
公開決定をした理由	
公文書を公開する日	年 月 日
事務担当課等	電話 ( ) — 番 内線
備考	

### 公開方法等申出書

年 月 日

兵庫県議会議長	様	
請求者	住所又は居所	
氏名	<ul><li>公(法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名)</li></ul>	
	担当者氏名(請求者が法人その他の団体である場合)	
	電話 ( ) — —	番

兵庫県議会情報公開条例第15条第2項の規定により、次のとおり公開の実施の方法等について申し出ます。

	(決定通知書の文書番号) 第 号
申出に係る公開決定	(公文書の件名)
公開の実施の方法	1 文書、図面又は写真の場合 (1) 閲覧 (2) 写しの手交 (3) 写しの送付 2 電磁的記録の場合 (1) 印刷物として出力したもの ア 閲覧 イ 手交 ウ 送付 (2) その他のもの ア 視聴 イ 複製物の手交 ウ 複製物の送付
備    考	

- 注1 電話番号は、今後の手続等について連絡する場合がありますので、必す記入してください。
  - 2 「公開の実施の方法」の欄は、希望する公開の実施の方法の区分を○で囲んでください。

# 公文書管理委員会意見聴取通知書

第		号
年	月	日

様

# 兵庫県議会議長 印

年 月 日 付けの審査請求について、兵庫県議会情報公開条例第17条第1項の規 定により、次のとおり兵庫県議会公文書管理委員会に意見を求めたので通知します。

公文書の件名							
審査請求の内容							
意見を求めた日	年	月	日				
事務担当課等	電	話(	)	_	番	内線	